

百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務プロポーザル 審査基準及び配点表

| 評価項目 | | 評価基準 | | 配点 | | | 配点率 |
|---------------|--|---|--|--------|-----|-------|--------|
| 企業 の 能力 | 業務実績 | ○日本国内において、平成21年4月1日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が500㎡以上の展示設計業務(リニューアルを含む。)として完了した実績の件数によって評価する。 | 同種業務の実績が5件以上 | 5点 | 5点 | 5点 | 5.0% |
| | 同種業務の実績が3～4件 | | 3点 | | | | |
| 同種業務の実績が2件 | 2点 | | | | | | |
| 同種業務の実績が1件 | 1点 | | | | | | |
| 業務実施体制 | ○学芸員資格保有者かつ建築士(2級以上)の配置予定人数によって評価する。 | 学芸員資格保有者が2名以上かつ建築士(2級以上)が1名以上 | 5点 | 5点 | 10点 | 10.0% | |
| | | 学芸員資格保有者が1名以上かつ建築士(2級以上)が1名以上 | 3点 | | | | |
| | | 学芸員資格保有者が1名以上 | 1点 | | | | |
| | ○日本国内において、平成21年4月1日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が500㎡以上の展示設計業務(リニューアルを含む。)に従事した者の配置予定人数によって評価する。 ※同種施設とは、世界遺産及びその候補資産、又は史跡や埋蔵文化財等の文化財を含む展示機能を備えた施設をいう。 ※統括業務責任者とその他の技術者(4名まで)について評価。 | 同種施設の業務実績がある者が1名以上かつその者が学芸員資格保有者 | 5点 | 5点 | | | |
| | | 同種施設の業務実績がある者が1名以上 | 3点 | | | | |
| | | 同種施設の業務実績がある者が0名 | 0点 | | | | |
| 業務実施方針及び取組姿勢 | ○展示を企画・設計するにあたっての考え方や業務内容が、事業概要・目的に照らして妥当かつ明確なものとして示されている場合に優位に評価する。 | 優れている | 5点 | 5点 | 5点 | 5.0% | |
| | | 普通 | 3点 | | | | |
| | | 劣っている | 1点 | | | | |
| 業務スケジュール | ○業務目的・方針に照らして適切であり、効率的かつ効果的に業務を推進することが可能なスケジュールとなっている場合に優位に評価する。 | 優れている | 5点 | 5点 | 5点 | 5.0% | |
| | | 普通 | 3点 | | | | |
| | | 劣っている | 1点 | | | | |
| 技術力 | ①百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力について、専門的な知識のない利用者でも興味・関心をもって学べる内容となっているか。 | 優れている | 10点 | 10点 | 55点 | 55.0% | |
| | | 普通 | 5点 | | | | |
| | | 劣っている | 2点 | | | | |
| | | ②展示内容が視覚的に分かりやすい仕様となっているか。 | 優れている | 10点 | | | 10点 |
| | | | 普通 | 5点 | | | |
| | | | 劣っている | 2点 | | | |
| | 【企画・提案】 世界遺産百舌鳥・古市古墳群の価値伝達・魅力の発信をしていくガイダンス機能の展示について具体的に示すこと。自由な発想で提案を求める。 | ③CGや写真、イラストを効果的に使用した魅力的なデザイン・レイアウトとなっているか。 | 優れている | 10点 | | | 10点 |
| | | | 普通 | 5点 | | | |
| | | | 劣っている | 2点 | | | |
| | ④将来的に機能や情報の更新に配慮された提案が具体的にされているか。 (更新に係る費用、更新方法及び維持管理費用について明示されていること。) | 優れている | 10点 | 10点 | | | |
| | | 普通 | 5点 | | | | |
| | | 劣っている | 2点 | | | | |
| | ⑤大仙公園レストハウスと堺市博物館の役割分担について具体的かつ明確に示されているか。 | 優れている | 10点 | 10点 | | | |
| | | 普通 | 5点 | | | | |
| | | 劣っている | 2点 | | | | |
| | ⑥今回業務の仕様を満たしかつ展示内容全体を把握し、より充実した提案をした者について評価する。 | より充実した提案がある。 | 5点 | 5点 | | | |
| | | より充実した提案がない。 | 0点 | | | | |
| | 価格 | ○審査対象となる提案のうち最低見積金額と当該事業者が提案する見積金額の比率によって評価する。 | 審査対象となる提案のうち最低見積金額÷当該事業者が提案する見積金額×20点 ※ただし、評価点に端数がある場合は少数点第2位を四捨五入する。 | 0点～20点 | | | 20点 |
| 合 計 | | | | | | 100点 | 100.0% |

【決定方法】

- ①各選定委員の評価点を合計し、その総評価点により最も優れた提案者を選定する。
- ②複数の提案者の総評価点が同点となった場合は、同点となっている提案者について、「技術力」の得点の合計点が最も高い提案者を最も優れた提案者として選定する。
- ③②「技術力」の得点の合計点が同点の場合、選定委員会に出席する選定委員の投票で最も優れた提案者を選定する。
- ④①～③でも決定しなかった場合、選定委員の協議によって最も優れた提案者を選定する。
- ⑤①②いずれの場合においても、総評価点が60%を下回る場合は、選定しない。